平成23年第21回教育委員会定例会

開会年月日 平成23年11月7日(月)

場 所 大泉第四小学校

出席者 教育委員会 委員長 内藤幸子

同 委員天沼英雄

同 委員安藤睦美

同 委員外松和子

同 教育長 河 口 浩

議題

1 陳情

(1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について 「継続審議]

(2) 平成23年陳情第3号 大震災に関する陳情書〔継続審議〕

(3) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕

(4) 平成23年陳情第18号 練馬区立幼稚園適正配置実施計画についての陳情書〔継続審議〕

(5) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する 陳情書 [継続審議]

(6) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書 〔継続審議〕

2 協議

- (1) 区立幼稚園の適正配置について〔継続審議〕
- (2) 練馬区教育振興基本計画の策定について〔継続審議〕
- (3) 組織改正について〔継続審議〕
- (4) 平成23年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

3 報告

(1) 教育長報告

その他

練馬区小中学校における廃土の放射線測定結果について その他

4 視察

(1) 大泉第四小学校における授業

開 会午前10時00分閉 会午後12時20分

会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長			叼	形	繁	穂
生涯学習部長			中	村	哲	明
庶務課長事務取扱学校教育部参事			岩	田	高	幸
学校教育部新しい学校づくり担当課長			小	暮	文	夫
	同	学務課長	古	橋	千重子	
	同	施設給食課長	Щ	根	由美子	
	同	教育指導課長	吉	村		潔
	同	総合教育センター所長	杉	本	圭	司
生涯学習部生涯学習課長			小学	讲		靖
	同	スポーツ振興課長	鵉	藤	新	_
	同	同 光が丘図書館長			ひる	5み

傍聴者 9名

委員長

ただいまから、平成23年第21回教育委員会定例会を開催する。

本日は、大泉第四小学校の会議室をお借りして、出前教育委員会として行う。学校の皆様には、ご協力いただいてありがとう。

なお、本日は、案件の最後に授業の視察と、午後1時30分から、この会議室において、保護者の皆様との意見交換会を予定している。日程の進行については、各委員のご協力をお願いする。

本日は、傍聴の方が8名おいでになっている。よろしくお願いする。

では、案件に沿って進めさせていただく。

本日の案件は、陳情6件、協議4件、教育長報告1件、視察1件である。

(1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について 〔継続審議〕

委員長

初めに陳情案件である。平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について、この陳情については、今後の外環道整備に関する事業の進捗状況などを見守りながら、審査を進めることにしている。したがって、本日は継続としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

では、平成19年陳情第4号は「継続」とする。

- (2) 平成23年陳情第3号 大震災に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件である。平成23年陳情第3号 大震災に関する陳情書、また、その次の陳情案件、平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書、この2件の陳情案件については、大震災を契機とした災害対策について、練馬区全体として対応中と聞いている。したがって、本日は継続としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

では、平成23年陳情第3号、第4号は、いずれも「継続」とする。

(4) 平成23年陳情第18号 練馬区立幼稚園適正配置実施計画についての陳情書〔継続審議〕

委員長

次の案件である。平成23年陳情第18号 練馬区立幼稚園適正配置実施計画についての陳情書、この陳情案件については、私立幼稚園の募集状況や、保護者の方との意見交換会など、現況はどのようになっているのか。

学務課長

それでは、区立幼稚園適正配置実施計画についての陳情書について、現時点でご報告できることがあるので、口頭で申しわけないが、報告させていただく。

まず、11月1日、私立幼稚園では入園の申し込みがあった。各園で、今、手続、集計を進めているところであるが、周辺私立6園に状況を確認したところ、平年とほぼ同様か、若干、昨年より少ないような状況があるということで聞いている。いずれも、申し込みを済まされた後、手続を経て入園決定ということになるので、最終的に私立幼稚園の入園決定までには、もうしばらく時間がかかると聞いている。

また、保護者の方との意見交換会であるが、先日、私のほうで陳情の代表者の方とお話をさせていただいて、今週水曜日、11月9日の午前中、意見交換会ということで予定している。この状況については、また教育委員会のほうにもご報告したいと考えている。

あと、1点、区立幼稚園の入園決定通知書を郵送でお出しをするように、今、準備を

進めている。13日・14日の2日間、申し込みを受けた192名の方については、辞退、保留等があり、189名の方について決定をお出しするということである。一方、締め切り後、追加で申し込みがあった方がいらっしゃったので、最終的には追加申し込みがあった方の中から決定をお出しする方がいて、合計では195名の方に、本日、入学決定通知書をお出しするということである。

幼稚園の入園手続については、現時点では以上のとおりとなっている。よろしくお願いする。

委員長

ただいまご報告にあった意見交換会などの内容は、今後、報告を受けて、審査を進めてまいりたいと思う。

今のご報告のことで、何かご質問等あるか。

天沼委員

この195名というのは合計の人数で、従来と比較するとどのような状況になっているか、ちょっと説明いただきたい。

学務課長

ことし10月13・14日の2日間での申込者数は192名で、これを昨年の2日間の申し込みと比べると3名増えているという状況があった。入園決定通知の時点での比較ということでいうと、申しわけない、昨年の数字は手元に持ってきてないが、昨年の2日間の申し込み後、追加の申し込み、さらには辞退等があり、最終的に園児数としては204名ということで、今後も数字がかなり動く。今年度についても、2日間の申し込みが終了した時点で192名だったのが、入園決定の時点で195名ということで増えている。ただ、この195名についても、今後、さらに追加の申し込みや辞退があるということで、最終的な人数については現時点ではなかなか予測は難しいところだ。

天沼委員

最終決定というのは、学校でいえば、私立であれば学籍ができる、入園料を支払った 後、4月に入ってからということになってしまうのか。いつを予定しているのか。

学務課長

やはり最終的には、入園式の時点で何名ということになるかと思う。ただ、幼稚園に限らず、学校の児童生徒数、園児数の統計は毎年同じ5月1日数で出しているので、最終的に確定数としては、来年の24年5月1日数をもって24年度園児数ということになる。

天沼委員

わかった。ありがとう。

安藤委員

幼稚園ごとの人数はわかるか。

学務課長

区立幼稚園ということでよろしいか。

安藤委員

はい。

学務課長

それでは、追加の申し込みを受けて、本日、入園決定をお出しする予定数ということでご報告する。北大泉幼稚園が57名、光が丘あかね幼稚園が29名、光が丘むらさき幼稚園が47名、光が丘わかば幼稚園が32名、光が丘さくら幼稚園が30名、合計195名である。

安藤委員

ありがとう。

委員長

ほかにご質問はあるか。よろしいか。

今後も、経過についてご報告があるということなので、きょうのところはこのまま継続にしたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、平成23年陳情第18号については「継続」とする。

(5) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する 陳情書 [継続審議]

委員長

次の陳情案件である。平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書、この陳情案件については、これまでも区としてさまざまな検討を行っている。その報告を教育委員会でも受けている。

現況について、何かご報告いただけることはあるか。

施設給食課長

現在も、区及び教育委員会で検討がされているところで、今の段階でご報告できる内

容は特にない。

委員長

では、今後、動きがあったら、また速やかに報告していただくことをお願いする。 この陳情案件については、今後の進捗状況を見ながら審査を進めてまいりたいと考え ているので、本日は継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

では、平成23年陳情第19号については「継続」とする。

(6) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書 〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件である。平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書、この陳情案件については資料が提出されているので、説明をお願いする。

施設給食課長

資料に基づき説明

委員長

では、ご説明があったが、そのことについてご意見やご質問があったらお願いする。

天沼委員

資料でいただいた、記の下にある1番から9番が陳情の方のご質問ということか。陳情ではないのか、問い合わせか。わかった。そうすると、今のご説明で、問い合わせの回答になると考えればいいのか。

施設給食課長

陳情をいただいた方のご趣旨としては、まず検査をし、結果を公表してほしいということでしたので、今現在、区として独自で検査をすることは考えてないが、学務課長会としては東京都教育委員会のほうに近日中に申し入れを行っていくということが1点目である。

それから、もう1点、汚染されている、もしくは汚染の疑いのある食材を使用しないでほしいと書かれているが、この点については、基本的に暫定規制値を超えるものは出荷制限がかかっているので、各学校が調達をする際に、そういった要望、あるいは産地

についても確認の上で調達をしているので、そういったものを使用して学校給食がつくられるということはないと考えている。

委員長

ほかに。

外松委員

陳情の方の、子供の体、命を守るということで、特に内部被曝をとても心配をされているから、毎日毎日、食べ物が体の中に入っていくということに関しては、皆さん、子供たちの健康、将来に向かって大丈夫かという、食材の安全性について非常に、お子さんを持っているご家庭はもちろんだろうが、そうではない方たちも本当に皆さん心配されているのは当然のことだと思う。

今、課長のほうからいろいろと、学校給食の食材に関して、特にお米に関しての質問が、日々、非常に多かったということから、いろいろ資料を提供していただいて、ご説明いただいた。このことを「学校だより」とか「給食だより」で知らせるのはもちろんだが、それだと、お子さんいない家庭に関しては、そのことがなかなか伝わりにくいので、学校給食の食材の安全性に関して、練馬区では、こういうふうに安全性をきちんと確認した上で、給食が提供されているんだということを、区民の皆さんにもわかっていただくためには、周知の仕方というか、メッセージの発信の形をもう少し考えてもいいと思う。ねりま区報でもいいだろうし、その辺は多くの区民の皆さんにも周知ができればということで、区としてはこういうふうにやっている、学校は学校で保護者の方に対して、うちの学校の給食はこういうことだからご安心をということで、やはり両方をお知らせしたほうがいいのではないかとちょっと考えた。

安藤委員

今の外松委員の関連だ。保護者だけではなく、皆さんがやはり子供たちのことを案じてくださっていると思うので、ぜひそのことについて周知していくことは必要だと思う。また、学校でそれぞれ調達方法が違うというお話があったが、市場に出回っているものだからいいというのか、それとも今、わりと独自に業者が調べて、裏づけをつけて、品質表示みたいな感じでつけて市場に出ているものもあるようなので、できればそういうものを使っていけたらいいのかなと。もちろん、栄養士の先生や調理の現場の方は大変だと思うが、そういう裏づけがあるともっと安心できるのではないかと思う。そういう安心材料はなるべく多いほうがいいと思うので、完璧というのはなかなか大変だと思うが、できればそういう食材でも、今、お米、いろいろお話しいただいたが、食材でも市場がそういうふうに適応してきているので、それを利用すれば、特に練馬区で一つ一つしなくても検査しなくても十分という気がする。

天沼委員

市場に出回っているものは安全だということだが、産地によってはいかばかりか放射線量を受けている。それぞれの食材は微量かもしれないが、1食集めるとどの程度にな

るかというところが、やはりご心配になると思う。幼いころは、レントゲンを1年に1回、2回ということで、できるだけレントゲンを受けさせたくないんだというご懸念をされていると思う。

今、多少、年齢が大きくなっても、産地によっては私たちの判断からして高いレベルのものも、マスコミなどを通じてあるのかなという感じがする。それが合わさって1食になると、同じことになるが、どういった放射線量になるのかということは、ちょっとお知らせしたほうがい気がする。それが、結局、子供たちの内部被曝というか、だんだん蓄積されていく。確かに、排出されることもあるそうなので、全部それが体の中に蓄えられてしまうわけではないが、子供の場合は甲状腺、大人と違って非常に被曝を受けやすい体質というか、幼い子はどんどん成長するが、そういうこともあわせると、やはりきちんとした検査の結果を早くお知らせできる体制を、東京都に申請、文部科学省に申請して、それを受けてお知らせすることが必要だ。何をどういうふうにお知らせするかというところで、給食で、牛乳はこれぐらいとか、全部合わせるとこれぐらいということは、やはりお知らせしてあげるほうがよろしいのではないかと思うが、これは可能なのか。

施設給食課長

現在、練馬区全体で、学校給食のほかには、保育園とかあるいは身障関係の施設であるとか、そういったところでも給食の提供はしている。給食を提供しているところは、教育委員会だけではなく、それ以外のところもあるし、放射線関係ということでは危機管理対策本部の中で、全体としてのバランスを考えているので、独自の検査とかいうことは、今現在は実施の予定はないので、引き続き危機管理対策本部の中で検討して進めていくという形である。

天沼委員

もう1点。メール、電話の問い合わせで2カ所、3番と4番に福島県産は使用しないでほしいとある。本当に単刀直入に、これはやめてほしいということをおっしゃっているわけで、こういう問い合わせに対しては、区としてはどういうふうに答えていったらいいのか。

施設給食課長

裏面にも書いてあるが、東米商のほうで供給するお米のうち、「福島県郡山産ひとめぼれ」というものがある。こちらについては、定量下限20ベクレルの中で不検出であったということで、こちらとしては産地をもって福島県産は全部使用しないというものではないと考えている。ただ、幾つかあるお米、あるいは産地直送で調達しているようなお米があるが、その中でどのお米を調達し、それらを受け入れするのかということは、最終的には学校長の判断になるが、福島県産だからすべて安全ではないとかいうことではないと。検査の結果、20ベクレル以下の中で不検出であれば大丈夫というふうに、区としては考えているところだ。

天沼委員

お子さんを育てていらっしゃる方々の意識と、20ベクレル以下であれば不検出だということで、使ってもいいのではないかという行政側の判断で、少しずれがある。確かに、被災地を支援するというか、それをある種無視するような、差別するような言い方というのは、もしかするとよくないし、ちゃんと検査の上であればいいというのが正論かもしれないが、やはりそれでもある一定程度は検出されているので、できればそれがない地域の、検出されない地域のほうに限定していただきたいというお願いではないかと、私は読んだ。そういうことは考えることができないかというか、そういう方針に変えていくことはできないのか。

施設給食課長

こちらのほう、主立ったご意見ということで書かせていただいたように、いろいろなご意見をお持ちの方がいらっしゃる。福島県産は使用しないでほしい、あるいは東北産、北関東のもの、あるいは東日本全部という方もいらっしゃる。いろいろな方がいらっしゃる。その中で、すべての方のご要望を満たすということは、区としては無理だと思う。それぞれ皆さん、お考えが違う。その中で、区としては、測定の結果で一つ線を引いていくというところである。暫定規制値を上回っていなければ安全だと言いつつも、できるだけ低いものを使用してほしいというご意見に、なるべくこちらとしても耳を傾けて、お米の供給元である東米商のほうにも保護者の声を伝えた上で、できるだけ保護者の方が安心できるお米で、かつ安定的に供給できるものを調達してほしいという中で、不検出ならということでご提示いただいて、その一部をこちらとして、不検出のものを使用するということをこちらとしても考えている。

ただ、それで安心できるかどうかという視点については、やはり保護者の方もいろいる考えがあろうかと思うので、裏面の、学校から保護者の方のお手紙に明記をする場合に、最後に書いているが、お弁当持参の申し出があった場合には柔軟に対応するように、教育委員会として学校に通知をしている。最終的に、それでも安心ができないんだと、どうしてもそういったものは食べさせたくないという方については、望ましいことではないにしても、お弁当持参もやむを得ないとして対応をお願いしている。以上である。

学校教育部長

非常に難しい問題だ。国が決めた暫定規制値という、国としてこの基準以下であれば健康上問題ないということで市場に出回っている。こういう状況の中で、その規制値自体がどうだろうかという疑問の声も一方である。では、幾つならいいんだという、これもまた明確な基準があるわけではない。どういう状況の中で、我々、教育委員会として子供たちに安全な食材を提供していくのかと、頭の中でいろいろなことを判断しなければいけないという状況だ。

暫定規制値が高いのか低いのか、国の規則なので、私自身、それ自体に明確な答えを持っているわけではないが、さまざまな方から、その数値自体がどうも子供たちには高過ぎるのではないかと、こういう声が強くなってきているという状況もある。そういう

中で、暫定規制値の中だけれども、いかに子供たちに対する影響を少なくしていくかということで、教育委員会で対応しているという状況だ。

ここ二、三週間、一番問題になっているのはお米、主食で、週に3回、子供たちが食べているという状況の中で、練馬区の教育委員会としてどう考えるのかということで、今日、資料として出させていただいた。

これについては、実は学校給食のお米の供給の仕方が前提になっている。食材はすべてそうだが、牛乳もそうだが、基本的には各学校が食材を調達という仕組みになっている。この仕組みのルートとして3つあって、1つは給食会からお米を買う。それから、東米商という組合から買うという方法が2つ目。3つ目として、そういう組合とか給食会からではなくて、個別にそれぞれの産地と契約を結んで調達をするという、この3つがある。3つ目については、どこのお米を調達するかは各学校の判断ということで、従来からつながっているところもあるし、新しく開拓するところもあるだろう。それは、それぞれの学校で判断していただく。

給食会と東米商については、従来から教育委員会として一括して協定を結ぶというか、こういうところから買うルートがあるということで、その中でどうお米を買うかというのは各学校の判断にお願いしている。学校でどのくらいの量が要るのか、それぞれの判断ということだ。ここについて、特に私どもとして、福島県、あるいは被災地を支援するとか、しないとかということで考えているわけではない。従来から、こういうところの産地のお米を使っているという考え方で、先ほど施設給食課長のほうからお話申し上げたが、本日の資料の裏面にあるように、東京都の学校給食会、これは東京都全部の自治体がここから供給を受けているわけだが、そこについては、青森県産と秋田県産のブレンドで供給をするということで、そのお米がよければ学校給食会のほうから調達をするという考え方だ。

一方で、練馬区は、地元業者との関係もあるので、東米商という練馬区内のお米の小売店組合と協定を結んで、それぞれお米の提供を受けている。そこのお米が、ここに書いてあるとおり、青森県産と福島県の郡山産ということだ。こういう状況なので、当然、出回っているお米自体は暫定基準値以下だが、先ほどお話ししたとおり、暫定基準値自体、皆さんがこれでいいという全員の合意点ではないので、それでは、その中に心配の放射線濃度はどれくらいなのかということで検査をしてもらっている。その結果が20ベクレル未満ということで、これは検知できない量ということなので、正直言って幾つかわからない。19かもしれないし、ゼロかもしれない。そこは検査の基準値、検知できる数値以下ということなので、幾つかわからない。ただ、20という数値自体は、国の暫定基準値から考えればかなり低い数字なので、そういうお米であれば教育委員会としても、ある意味でいうと候補の中の一つとして提供すること自体は問題ないだろうということで、今回、郡山産も候補の一つとして挙げている。

ただ、従来から学校給食会と東米商がこういう形で、ルートとして各学校にご紹介をしているわけだが、もしかしたら東米商のほうで出している青森県産と福島県の郡山産2つだけでは、選択をしてお願いしてもらうわけだが、足りなくなることも予測されるので、今回、新たに秋田県産も加えて、東米商については3つのお米から選んでいただこうということで、これは選択肢を一つ増やしたということである。

あとは、各学校のほうの判断ということで、どのお米を選んでいただけるのか。従来から、教育委員会が各学校にこのお米を買えというやり方をしていない、そういう仕組みではないので、これだけ用意した、あとは各学校の判断で選んでいただきたいということで、情報の提供、あるいはルートの確保ということで、今、進んでいるということだ。

今後、各学校がどういう形で、どのお米で選択するか、もう少しすれば状況がわかってこようかと思うが、従来からこういう形でやっているので、練馬区としても、今回のこの事態を受けて、改めて変える必要がないということで、こういうやり方をとっているということなので、ある意味でいうと、今の国の仕組みの中、さらに保護者の心配とどういう形で調和をとってやっていくかということで、今回、こういう通知を流して対応してきたということなので、これからどういうお米が選択をされるのか。

さらには、お米以外についても、先ほど施設給食課長のほうからお話し申し上げたが、市場に出回っているから安心、安全だということを、我々すればそういう考えを言っているが、各学校が個別に食材を全部調達している。それぞれ各学校で全部調達している。それを99校、全部集めて検査できるのか。それから、日によって異なる食材によっては買うところも変わってくる。そういう状況の中で、実のある検査というか、どういう仕組みが必要なのかということで、東京都のレベルで、全区市を対象にしてやっていただきたいということで、先日、特別区学務課長会ということで、23区の学務課長が月に一遍、集まって、いろいろな課題を検討している会があるが、その学務課長会のほうで、東京都に対して、東京都全域で検査をする仕組みをつくってほしいと。国も、せっかくこういう補正予算をつくって検討しているんだから、東京都としてそういう実りある検査体制をつくってほしいということで、要望書を近日中に出すということだ。練馬区とすれば、こういう形で子供たちの食材の安全、さらには安心を確保していきたいと思っているところだ。

委員長

ほかにご意見あるか。

天沼委員

私、先ほどからちょっと疑問を呈しているのは、陳情者の方の理由の中に、私自身、ちょっと調べただけで、この陳情の理由が正しいかどうかの判断もできないが、この文面の中に、日本では乳製品の国の暫定基準値は500ベクレルで、子供に対する特別措置がないことは問題という文章がある。ここは、すごく前から気になっているので、そのとおりだとすると、国の基準値はこれだけ高くて、しかも子供に対する特別措置がない、大人と同じような扱いをしているのならという、それをちょっと前から疑問に思っている。その基準値をそのまま当てはめて、国が基準値以下だからということを、あるいは東京都がそういうふうな方向で進むとすると、やはりちょっと疑問が残ってしまう。やはり子供というのは従来から言われているように、大人とは違うので、そういう影響を受けやすいし、どの程度の基準値を考えて検査をされるのかというところもまだはっきりしていない。いろいろなところが不明のまま、そうするから、それに従ってやって

いけば大丈夫だというようなところで、ちょっと腑に落ちない部分が残されたままの状態というのが私自身にはある。そういうことなので、先ほどからご質問させていただいている。

学校教育部長

一つだけ。この基準値については、練馬区の基準というよりも、全体の基準ということで国が定めているもので、この暫定基準値自体が高いのではないかということは、かなり多方面から言われている。厚生労働省は、これについて近々に見直していくということで、先日、報道もされている。そういう意味でいうと、この数値自体を今まさにどうしようかということで、国全体で議論しているところなので、その動向というか、その数値が出るまでというか、それぞれに対応していく形になると思う。練馬区だけで考えられる問題でもないし、また、それだけ専門的な知識も、私自身、持っているわけではないので、そういう意味でいくと、国のほうの議論を少し見守ってまいりたいと考えている。

天沼委員

わかった。

委員長

ほかにいかがか。よろしいか。

この陳情にあるように、限りになくゼロに近いものを選びたいというのは、だれしも 当然に考えているものだと思う。日々暮らしていく食材を、どういう選択をしていくか というときには、心配はするが賢く心配するという言葉を今耳にするが、なるべく低い 値になるような選択を、いろいろ工夫をしていくということが、当面、必要なのかなと、 私は今、考えた。

今、部長からのお話の中でも、国の暫定基準値も、本当に人によって、それを信じるか、信じないか、さまざまな意見が飛び交っている。そこも見直していくという方向になっていくと、区も、私たちも、ある程度それをよりどころにしていくというふうにせざるを得ないのかなと、私は思う。その中で、各学校等でも、また今回、複数にお米の選択肢を増やすというような、少しずつ柔軟な対応をしていくことで、数値が下がるであろうという選択をしていく。現状はそんな感じがしている。

皆さんからいろいろご意見を伺ったが、ご説明は以上なので、特にご質問等なければ、 この点については「継続」にしたいと思うが、いかがか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、平成23年陳情第20号については「継続」とする。

協議 (1) 区立幼稚園の適正配置について〔継続審議〕

委員長

次に、協議案件である。区立幼稚園の適正配置について、この協議案件については、 先ほど陳情案件の際に現況などご報告をいただいたので、本日は継続としたいと思うが、 よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、この協議案件は「継続」とする。

(2) 練馬区教育振興基本計画の策定について〔継続審議〕

委員長

「練馬区教育振興基本計画の策定について」、この協議案件については、懇談会の検討結果などを受けて協議を進めてまいりたいと考えている。

検討状況など、ご報告をいただくことはあるか。

庶務課長

教育振興基本計画については、懇談会を立ち上げて3回開いている。第1回目が8月29日、2回目が10月6日、3回目が11月2日ということで、懇談会を3回開催している。

第1回目については、基本計画をどういった計画にするかという骨子、あるいは、この計画の目指すべき課題、それから懇談会で検討いただく事項について、第1回目については区における教育の現状ということで、知・徳・体という部分でのところをお話しして、ご意見をいただいたところである。

2回目については、区民意識意向調査を実施したので、その結果と、懇談会のほうで検討をお願いしている、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿といったこと。それから、その大きな姿を実現させるための施策等について、各委員からご意見と、シートというものを作成した。

3回目は、そのシートに基づいて、ご意見をいただいたところである。

1回目から3回目までの議論の中で、特に出てきているのは、やはり教育の向上に向けては家庭の教育力の向上が欠かせないという意見。それから、、学校の先生の指導力の向上というようなご意見をいただいているところである。

今後については、いただいたご意見を取りまとめて、教育振興基本計画の大きな視点の部分を整理し、今後10年間で目指すべき教育の姿について、この段階でのご意見、視点というものを少し整理していきたいと考えている。それを踏まえて、事務局のほうで計画の骨子のようなものを現在策定しているので、あわせてお示しをして、ご意見を

いただければと思っている。

この10年間を通じて目指すべき教育の姿についても、いろいろとご意見いただいた中で、やはり地域の絆といったことは打ち出していったほうがいいのではないか。それから、地域との協働といったことは、やはり入れていったほうがいい。それから、学校の特色もアピールする必要があるのではないかというようなご意見をいただいたところである。そういった懇談会のご意見を踏まえながら、計画の大枠を、今後、お示しをしたいと考えている。

ご報告については以上である。

委員長

ただいまご報告いただいたとおり、懇談会では順調に検討を進めていただいているようだ。この協議案件については、懇談会の検討結果を受けて協議を進めてまいりたいと考えているので、本日は継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

では、この協議案件については「継続」とする。

(3) 組織改正について〔継続審議〕

委員長

次の協議案件である。組織改正について、この協議案件については資料が提出されているので、説明をお願いする。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

ただいま庶務課長にご説明いただいた、組織改正により教育委員会が所管することに なる事務の中で、教育長に再委任をする部分について、本日はその辺を中心に審議を進 めてまいりたいと思う。

それでは、各委員のご意見やご質問をお願いする。

教育長

資料を見ていただくとわかるが、今まで教育長への再委任というのは、端的に言うと、 学校職員の勤務時間、休日、休暇等だけだった。例えば、学校職員の勤務の様々細かな ことについては、一々、教育委員会にお諮りしないで、私の決裁で最終的には行ってい たということで、これはまさに再委任、典型的なこれまでの例だった。

そこに、今度は新しく、今、児童青少年部の担っている、いわゆる子育て部分が教育 委員会に来るといったときに、どういうような扱いにするかという検討の中で、これに ついては、一つ一つ教育委員会の中で審議をして、決定を受けて、施策を展開するとい うのではなくて、教育長に再委任をして、教育長決定で行動ができるようにしていこう と。そうすることで、即応的な対応を、児童青少年部の案件についてはそういう形でや ったほうがより効率的だろうということで、こういう形を考えているということである。 ただ、当然、規則を制定しなくてはいけない、議案として議会に提出しなくてはいけ ない案件については、教育委員会にお諮りをしてやる。あるいは、子育てに関しては、 陳情が教育委員会に出されることが往々にしてあると思う。そういう陳情の審査につい ては、当然、教育委員会の中で審議をしていただくことが考えられる。また、それ以外 に、幼保小連携をこれからやっていこうと思うが、小学校との関係とすると、当然、教 育委員会もかかわる部分もあるので、そういうことについては、内容によって、必要に 応じてと書いてあるが、教育委員会にも報告をさせていただき、また再委任するという のは、現在の補助的な事務執行に当たっては、教育長の権限において、事務を執行して いくというスタイルに、今回していただいているということで、まずご理解を賜りたい。 その上で、いろいろご意見いただければありがたい。

天沼委員

今回の組織改正は、区民の方々にとっては、すごくはっきりとわかりやすくなったと思う。ゼロ歳児から青少年の問題は、すべて教育委員会に持ってくればいい。区長部局、どこへ行ったらいいのかという予備動作をせずに、いろいろご意見がある方はそちらの窓口でお願いするなり、行き場所というか、持っていき場所がはっきりとしたという意味で、非常にわかりやすいと思う。

一方、教育委員会側は仕事が多くなって、子供の立場のことをすべて、教育から、学童クラブから、子育て支援から、青少年の健全育成から、児童館もそうだが、全部、教育委員会がお引き受けする形になるので本当に大変だなと思うが、学校との連携、先ほど教育長が言われたように、いろいろな面で、いろいろなサイドから家庭の支援ができるのかなと。児童館、学童ではどうなのか、学校ではどうなのか、家庭ではどうなのかということで、あちらこちらの部局へ行って、それぞれ資料をいただいて、付け合わせて議論していくということではなくて、一括して資料をそろえることもできるので、すごく機能的に組織改正が行われたと思う。そういう意味では、私は今回、いい組織改正だと思っている。

以上である。

委員長

ほかにご意見は。

外松委員

私のほうも、ゼロ歳から青少年期までということで、一つに教育委員会に集まるということは、今、天沼委員が発言されたが、まさにそのとおりで、区民の皆さんは、今ま

でどこに行けばいいんだろうとか、また同じことを最初から説明しなくてはならないとか、そのようなことは避けられて、一貫して子育てがしやすい行政になったということで、非常に大きな組織改正だと思った。まさに大胆な改革を、今、練馬区が行おうとしているということなんだと思っている。

ただ、心配なのは、今回の教育長の事務執行だが、今、お話しいただいたように委任されることが非常に多い。この事務を円滑につかさどっていく上で、スタッフは足りるのだろうかと、そういうことを逆に心配する。非常に大勢の方たちがお仕事をやっていかなければ、円滑に物事は進んでいかないと思うので、その辺も区のほうでよくわかっていただいて、十分、区民の皆さんに対応できるだけのスタッフをそろえる必要があると思っている。

庶務課長

現在でも、子育て関連については、部長、課長、それから職員も含めて、かなりのスタッフの中で事業をしているところだ。それに新たな仕事が加わることがあるが、基本的には教育委員会のほうに来て一緒にやるということなので、体制的には現在も充実はして、それを引き継いでやっていく形になろうかと思っているので、その辺はご安心いただきたいと考えている。

委員長

ほかにいかがか。

安藤委員

質問がある。ちょっと私、この表があまりわからないというか、前回いただいた組織構成のイメージという表があるが、それは組織がこういうふうにかわるということで、今回は一部が、手続上のことが移動というのか、こういう系統になるということだと思う。違ったら言ってほしいが、前回か、その前かに、生涯学習の中に社会教育関連のことを入れていくような話があったかと思うが、それは組織改正を、この表だと教育委員会の中に残っている感じになるが、そのあたりは。見比べ方がよくわからない。

庶務課長

現行の部分と新しい部分で、左側の教育委員会の、地教行法での職務権限といった中には、現行の中でのその他のところで、生涯学習関連を含むというような書き方をしている。改正後は、社会教育関連ということで記載させていただいている。少なくとも、この法律の枠の中にそれぞれ入っていたので、生涯学習関連の一部は区長部局に行くが、残るべきものは残って、従来どおりの権限の中でやっていくという形になろうかと思っている。

安藤委員

それは、例えばどういった内容か。

生涯学習課長

今、委託講座で、子育て等の、家庭教育学級といった形の、いわゆる組織的教育を行っている社会教育部分について、子供、青少年を対象にした生涯学習、いわゆる社会教育部分だが、そちらについては青少年課のほうに移管をしていく。あるいは、今、社会教育主事が配置されているが、そういった部分については、すべて教育委員会の業務として残ってくるので、その部分についてはその他の部分に入る。

もう一つ、社会教育関連ということだが、文化財保護の事務がある。文化財保護の事務については、今のところ、区長部局へ教育委員会から補助執行をお願いするという形で予定しているが、この権限については教育委員会のほうが持ち続けていくので、文化財保護条例等についてはそのまま、その他という部分に入る。

以上である。

庶務課長

今回、お示ししたのは、大きな項目でお示ししているので、実際はそれぞれ課の所掌事項だとか、かなり細かい部分がある。それらについては、今後、私どものほうで、これに沿った形で整理して、また教育委員会の組織改正をしていく中で、その辺はまたお示ししていきたいと考えている。

委員長

分担としてだが、地教行法の26条の2項のところに、6番目の項目がたしかあったと思う。26条に規定する意見の申し出に関することというものがあって、そのことと、オレンジ色の下のほうにある、議会提出議案に係る議案は議案として提出するということは関連することなのか。これは、あえて抜けているのか、入れなかっただけなのか。

庶務課長

あえて抜いたわけではないが、そういう理解をしていただければと思う。やはり議会 に出す議案で教育委員会の意見が必要なものについては議案として提出することになる。

委員長

本来だったら入るのか。

庶務課長

そうだ。

委員長

関連して、私、ちょっとまだよくわからないのは、議案と協議と報告となされているが、どういうものが議案になるのか。

庶務課長

教育委員会のそもそもの権限の中で議案になるものである。

委員長

議会のほうか。

教育長

条例が必要なもの。

委員長

条例が必要になるものということか。

庶務課長

こちらの委任で、再委任をするものについては、条例改正については区長部局になるので、そういったもの。あとは、大きな部分で言えば、予算に関するものについては、こういう形で議案としてお出しすることになる。

天沼委員

表側に、区長の指揮監督とあるが、区長部局とのかかわり、委任されたもの、こちらが補助執行したものに対しての区長とのかかわり、指揮監督というのは、今後、どんなかかわりになっていくのか。

庶務課長

一般的に、こういった条例等に関するもので、制度を大きく変える、あるいは別ものをつくるという部分については、区長部局、区長とも十分に相談しながらやっていくということになると思う。

天沼委員

つまり、完全に教育委員会にお任せする、私は口を出さない、報告は受けるという形ではないのか。

庶務課長

補助執行なので、権限がそのまま教育長に移るという形ではない。権限と責任はあくまでも区長のほうにあり、その命に従って、具体的な事務なりをするという形になる。 補助執行をやる中で、責任を負った部分もするが、最終的には区長の責任の中でやる。 そういった意味での指揮監督。

天沼委員

私もよくわからないが、スタッフのようなものなのか。

教育長

一番右側の補助執行という言葉は難しいが、結局、区長の名前で、事務だけ教育委員

会でやってくれということだ。例えば、児童手当の配分についても、私どもは補助額が 少ないだとか、本来、もらえるのにもらえなかったとか、不服審査を当然申請する。そ の名あて人は、当然、区長だ。その辺をきちんと整理しないと、事務は教育委員会でや っているが、教育委員会に不服申し立て申請をしてもだめだと。あくまでも練馬区長が 責任を持ってやっていることなので、区長に不服申し立てということになる。

青少年問題以下は、任命権者が教育長ということになっているので、基本的には教育 委員会内になるが、最終的な責任権限は区長に残っている。

そこから左は全部委任なので、これはもう教育委員会に全部委任をされている。それ を、さらに教育長に委任しているものもある。

そういう極めて事務的なものなので、これは区民の皆様方はあまり意識しないでよろ しいのかなと。先ほど天沼委員おっしゃったように、子供の関係は教育委員会に移って、 とりあえず全部やるという言い方でお話ししたいと思っている。ただ、我々としては、 事務をどうやって執行していくかという非常に重要な部分があるので、お示しをさせて いただいた。

天沼委員

ということは、書類上、例えば区長権限補助執行、区長あてになっていても教育委員会がやると。

教育長

補助執行だから、そうだ。

天沼委員

この部分は。

教育長

そうだ。権限は区長だけれども、事務執行は全部、教育委員会でやるということだ。

天沼委員

区民の方々は、子供たちのことはすべて教育委員会だと。

教育長

法律上、首長がやらなければならないこともあるので、法律上、そうなっている以上、それを変えてまではちょっとできない。ただ、そういうことで、逆にこういう部分を残して、教育委員会はそれ以外、補助執行にかかわるもの以外をやるといったら、これこそ区民の人にとってわかりづらいかもしれない。子供のことは全部、教育委員会でやるといったのに、何で児童手当は別の部でやっているんだということになってしまうから、教育委員会でやろうと。ただ、それぞれの事務の位置づけはちょっと違う。

天沼委員

わかった。

委員長

教育委員会は教育に関する事務の管理と執行となっているので、少しこの部分については、ちょっとその範疇から出るけれども、子供という視点で見ると同じところなので、 組織でやろうということだ。

教育長

そうだ。

委員長

こうやって整理していただいて、大分わかってきた。

内容的には、今まで審議を大分してきているので、皆さん、賛成だったということだと思うので、きょうの会では、再委任とか、補助執行とか、そういったことが少しつまびらかになったということで、よろしいか。

天沼委員

はい。色分けしていただいたので、事務的にはこうなっているというのもよくわかった。

委員長

では、皆さんに日程についてお諮りしたいと思う。

前回の教育委員会で、区長より組織改正に関する意見照会及び協議をいただいた。その回答期限が11月15日となっている。本日の議論では、まだ結論を出すに至っていないので、この協議案件に関しては、11月15日に臨時会を開いて審議を行いたいと思うが、いかがか。

委員一同

よい。

委員長

では、この協議案件は「継続」として、11月15日に臨時会を開いて審議を行うこととする。

(4) 平成23年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

委員長

次の協議案件である。平成23年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について、この協議案件については資料が提出されているので、説明をお願いする。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

ほかの説明はよろしいか。

では、特定分野に関する点検・評価について審議を進めてまいりたい。特定分野のテーマは、学校図書館と学校との連携についてということだと思うが、今のことについて、何かご意見・ご質問があったらお願いする。済まない、図書館と学校図書館の連携に関することというのが、前回、決定した点だと思う。そのことについて、今、ご説明があったので、ご意見・ご質問があったらお願いする。

では、私のほうから先に質問する。学校図書館管理員と学校図書館支援員の関係がよくわからない。来年度、管理員は33校まで増えるというのはわかるので、順次、全校に行くと考えていいのか。それから、モデル事業の支援員のほうは2年間限定なので、2年たつと、そこからは支援員がいなくなるので、限られた人数を順繰りに学校に送っていくような形になるのか。中身ではなくて、仕事内容ではなくて、どういう形になっているのか、環境がちょっとわかりにくい。

教育指導課長

教育指導課で行っているほうが学校図書館管理員だ。

委員長

これは契約にした。

教育指導課長

先ほどお話をしたのは、2年間のモデル校でということで、当然、2年たつと、今度は別の学校に図書館管理員を派遣するということで、具体的に申し上げると、今年度、22校やっているが、そのうちの13校は2年目だ。ということは、今年度終わると、来年度、また新たな13校を指定して、モデル校としてやっていってもらう。ということで、年間22校ぐらいを、継続的に毎年毎年、少しずつ新規校に入れかえながら増やしていく。これとあわせて、光が丘図書館のほうでも、学校支援員という形での配置をやっていくので、この両方ですべての小中学校の支援をしていこうということだ。

委員長

単年度で見ると、来年、33になれば、33+22ということで、55校は補助や支援の方が何らかの形で入るということで、全校にはまだ至らないと。

支援員のほうは、順次、増えるわけか。

光が斤図書館長

はい。南田中図書館が指定管理ということで、南田中小学校に併設をしているということでの、先行して指導課が管理員を配置するという状況があるので、学校図書館を活性化させるという意味で、どういった取り組みができるかということでのモデル事業の開始だった。来年度については、先ほど申し上げたように3館が指定管理移管になるので、南田中での事業の実績を踏まえて、そこの部分でも同じような形で学校へ配置をしていこうというところがある。

今後、図書館、12館あるが、一定数、指定管理館に移行したいと、今、計画をしている。指定管理に移行する図書館については、同じような形で人的配置を学校図書館にしていきたい。来年は、図書館のほうから33校、指導課のほうから22校ということで、重ならない形で指導課のほうに配置をしていただくということで、55校、約半数、そうした形で人的配置ができるというところがあるので、そのあたりを調整しながら、今後、99校に人的配置を拡大していきたいというところがある。

指導課の指定管理員と、図書館の支援員の一番の大きな違いというのは、図書館から 学校に行っている支援員については、学校で先生とも調整ができるので、それを図書館 に持ち帰って資料の収集をやるとか、支援の体制というものがかなり短時間でできると いう利点がある。管理員のほうは、管理員と図書館というルートがないので、管理員と 学校のほうで違った内容で、図書館が支援するもの、例えば資料を調えてお送りすると いうような部分については、学校から図書館に直接、先生が連絡をとって、依頼をする という形になるので、やはり図書館としても学校に対して、ある程度の日数、時間的な 幅をいただくということがあるので、そこが学校としての大きな違いなのかなと考えて いる。

委員長

わかった。ありがとう。 ほかの方、ご質問・ご意見あるか。

安藤委員

最後のところをお聞きしたい。図書館とのつながりは、学校図書館支援員の方に比べると学校図書館管理員の方はないと。図書館と学校図書館のパイプになるのは、学校になるのか。直接、管理員の方々が図書館との交渉だったり行うのか。

光が丘図書館長

現状では、直接、管理員と図書館が調整する場がない。

外松委員

関連して。そうすると、学校図書館の担当の教員の方がいらっしゃると考えていいのか。その方が担任を持っていらっしゃる先生なのか、図書室だけをいろいると管理運営していく専従の方がいるのか、どうなのか。

教育指導課長

学校には、いわゆる司書教諭と言われる、司書の資格を持った教員も配置はしているが、今、委員のお話にあったように、小学校でいえばほとんどが担任を持っている先生である。中学校においても教科の授業をやっているということで、学校図書館専従というわけにはいかない。したがって、今までの学校図書館の課題というのは、司書教諭、あるいは図書館担当の教員がいても、図書館の活性化を図っていくにはなかなか厳しい状況がある。そういうことで、本区の場合は光が丘図書館と教育指導課のほうで、学校図書館管理員、あるいは支援員という形で人を配置して、その方と一緒に連携をしながら学校図書館の活性化を図っていく。そういう事業を進めていくということである。

天沼委員

学校管理員のほうは、ここに記載があるように、かなり成果も上げていらっしゃって、一方、課題もあるということで、課題の中に、学校図書館を活用した年間指導計画を作成し、授業実践に取り組むということは、非常に大切なところだろうと思う。こういうことを、かなり成果を上げている学校というのはどんなところがあるのか。

教育指導課長

図書館教育を非常に精力的に学校として進めている学校が、小学校で幾つかある。そういった学校というのは、学校図書館を年間通して、各学年が、どの教科で、どんなふうに活用していくのかという計画を立てている。そこまでできている学校が一体どれぐいあるかというと、まだなかなか、数校だと思う。ただ、そこまでやっていくことを目標にはしている。

天沼委員

ありがとう。

委員長

ほかにいかがか。

教育長

今回、組織改正の中でも、図書館をあえて教育委員会に残した。これは、やはり学校図書館との連携をもっともっと進めていかなければならないという、強い将来に向けての思いがあってのことである。今後、どういう形に、区立図書館と学校図書館との連携を深めていくかということについては、やはりもっともっと研究をしていかなくてはいけない課題だと思っている。そういう意味では、今、図書館管理員、それから支援員というのは、2つの制度に分かれているが、それをどういう方向に持っていくのか。検証と検討を続けていかなくてはいけないと思っている。そうでないと、本来、教育委員会に図書館を残した意味があまりないのではないか。その辺については、もっともっと我々も建設的に議論していかなければならない。

一つだけ質問をさせてもらいたいのは、課題の中で、学校図書館の電算化推進とある

が、電算化することによって、区立図書館と学校図書館との連携をどういうようにしていくのか。どういう効果があるのか、あるいは考えているのかということを、ちょっと説明をしていただきたい。

光が斤図書館長

お出しした別紙の中で、蔵書の管理、今、学校図書館でどれだけの冊数があるのかとか、どういった分野の本があるかというところが、電算化されていないために、なかなか把握自体ができないという学校が多くあった。昨年度、6校について電算化をした結果、今、先生方のほうでも、学習支援に供する図書がどれぐらいあるのか、それで不足したものを図書館のほうで用意をするとか、そういったことも作業的に短くできるようになったところがある。

全校にシステムが入り、ネットワークになると、学校自体の貸し借りが有効になる。 それとあわせて、公立図書館のネットワークが入ると、さらに充実した蔵書を使って学 習指導ができる。あるいは、多くの書物に子供たちが触れることができるということで、 大変メリットが大きいと考えている。

また、自治体でも、既に運営をして有効性ということについては明らかになっているところである。そうしたところも検証の課題として、今後、これらも含めて進め方を検討していきたいと思っている。ネットワークをつくっていくというところで、自分の学校のものだけではなくて、ほかの学校の蔵書も利用することができるというところが大きいと考えている。

教育長

今、6校という話があって、具体的に支援員が行って、南田中図書館で学校支援を6校、小学校4校、中学校2校に対して行って、電算化を進めたことによってどういう効果があったと考えているか。

光が丘図書館長

22年度については、蔵書の管理、貸し出し、返却、それから蔵書の検索がスムーズに行われたということで、児童生徒が、今、パソコンを使うということには大変なれているので、学校図書館へみずから足を運んで、貸し出し、返却や、書物を検索するということが可能になったので、学校図書館に来る回数が増加したというところは、各学校からもよい評価ということでいただいているところである。また、学校図書館を使って学習指導ができるということでは、教員の授業の工夫とか、そういったところにも結果としてあらわれていると、使っていただいているところだ。

天沼委員

6校は、子供たちの学習活動が活発になったということで、大変いい効果が上がってきているということだ。その効果をもう少し高めるということで、6校間のネットワークで、それぞれの図書館に何があるかということが検索できると、うちの学校にはこういうものはないが、あなたの学校にはあるということがわかる。さらにそれを広めると、

区立図書館との連携。そうすると、学校にはないが、公立の練馬区立の図書館にはこういうものがあるという形で、自分でとりに行かないといけないのか。それとも、送っていただけるのか。そんなふうにすれば、もう少し広がりが出てくる。そこまで考えていただいて、さらに発展していただいたほうが、校内だけに閉じられた中で検索が便利なんだというだけではなくて、せっかく電算化でつなげることができるので、それを次の大きな課題に、つなげていくというところをやっていっていただけるといいかと思うが、その辺いかがなものか。

光が斤図書館長

今のご意見・ご指摘、ごもっともだと考えている。今現在、ネットワークにはなってないが、学校支援員のほうが、学校間というのは確かになかなか難しいが、区立図書館と学校の蔵書等を合わせて、資料を調えるということをしている。南田中図書館では6校に配送をしているので、資料を区立図書館から集めて、要望の学校にお届けするということは今現在している。

天沼委員

それが連携の支援事業で、大きな目玉になるということか。わかった。

外松委員

いただいた資料2の3ページの2番、のイの一番下のところ、平成22年度のいろいる対果、やった成果だが、最後のところで、小中学生による学校支援を生かした取り組みを発表する場を設けるなど、子供の体験や達成感を高揚する仕組みをつくって、保護者やその他の方たちから高い評価を得たと書いてあって、それはなかなかすばらしいと思ったが、もう少し詳しく教えていただけるか。

光が丘図書館長

こちらは、支援員が行っている6校で、特に中学校である。中学校は2校行っているが、読み聞かせや、紹介するブックトークなども学校でしている。そうした中から、興味のある生徒が、さらに技量を向上させたいというようなところで、夏には中学生が小さい子供たちに読み聞かせを南田中図書館で行ったり、何人かで朗読を行ったり、紙芝居を行ったり、図書館の職員が子供たちに行っている事業を中学生が行ったりということで、学校関係者とか、地域の皆さん、保護者の方々も大勢見えて、そうした場をつくって、子供たちによりよい読書を推進していくというところで、よい評価が得られている。

外松委員

それはよかった。

資料3、指導課からいただいたところに関係して、先ほど課長のほうから、司書教諭の資格は持っているが、それぞれ学級担任であるというような現状を伺った。担任を持っていらして、図書館の運営をやっていくというのは至難の技だと思うので、雇用形態

はちょっとわからないが、各学校の図書館に専門に司書教諭の人を置いていただけるように、区としても東京都に要望するというようなことはできないのか。せっかく図書館があって、本もあって、管理員の方たちがいたりして、何とか読書を通して、学力を高めにそれを実行していこうと。それは、本当に将来にずっとつながっていく。東京都のほうに、ぜひ専門の司書教諭を学校に配置していただけるように、お願いしていただきたいと思っている。

教育指導課長

各司書教諭はいるが、今のお話はおそらく本当に専門にということだと思う。そうい う声というのは、実は私どもの指導課長会であるとか、そういったところでも出ている が、現状としては、各自治体の努力でそれぞれやっているというのが実情だ。

外松委員

お金がかかるということか。都は自治体任せか。

委員長

外松委員がおっしゃったことも、別紙資料の3ページに、学校図書館の運営について一番困っていることは、人手や時間、場所が足りない中で、やはり人手だということで、専門の人がそこに要るということは、どこでも共通していることだと思う。今、区として、支援員とか、管理員を徐々に拡充していく形をとっていただいているのは、とてもいいことだと思うが、2つになっているということは、いま一つわかりにくいこともあるし、日数も違ったりしている。支援員がやっている方法というか、支援員の形、日数が多いほうの形に一本化していくような格好にしていただけると大変ありがたいと、学校関係者としても保護者としても思っているところである。

それで、光が丘図書館のほうから出ている資料2の3ページの3番、課題というところ、ちょっと文言で、下から3行目「学校図書館への人的配置」とあるが、「人的配置の促進」とか「人的配置の増加」とか、何か言葉が入るとよりわかると思うが、そういうふうに読んでよろしいのか。

光が丘図書館長

増加ということである。

委員長

「増加」という言葉を入れていただくと、わかりやすい。ほかに、ご意見・ご質問はあるか。よろしいか。

それでは、各委員よりさまざまなご意見をいただいたが、本日の審議をもとに、次回は、各事業の評価や、今後の方向性などについて審議を行っていきたいと考えている。 したがって、本日はここまでとして、「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

では、この協議案件については「継続」とする。

(1) 教育長報告

その他

練馬区小中学校における廃土の放射線測定結果について その他

委員長

次に、教育長報告である。

教育長

本日は、1件ご報告する。

委員長

それでは、その他の報告についてお願いする。

庶務課長

去る10月19日に、練馬小学校の廃土付近から高い放射線量が測定され、これについては、地中保管と、除染のほうをさせていただいたところである。

その後、同様な廃土はないかということで、全区立小中学校・幼稚園の状況を調査した。同じような廃土のある学校が54施設あり、10月27日から31日までの3日間において、簡易測定を実施した。簡易測定をした中で、小7校、中3校、一貫校1校、幼稚園2園で対応基準値を超えた数値が出たので、改めて、もう少し性能のいい機械で再測定をした中で、10校についてやはり高い数値が出たので、それについて、練馬小と同様の形で、地中保管をして除染をしたところである。

10校については、資料を配付させていただいたので、ご確認いただければと思っている。

現在、各自治体においても、雨どいの下とか、高い数値が出るところについて測定をしているという状況もある中で、区全体でも、区立施設の中でどういった箇所、どのような方法ではかろうかということで、現在、検討を進めているところである。こちらは、明らかになり次第、また対応していく形になろうかと考えている。

以上である。

天沼委員

大泉桜学園の校長先生にお会いしたとき、少しお話を伺ったが、ここではお米をつくっているが、そちらのほうは大丈夫なのか。

庶務課長

この点については、各学校に検査機関をご紹介して、そちらのほうで独自にはかっていただきたいということで、対応をお願いしている。7校のうち5校については、特に数値が出てないと聞いているところだ。

天沼委員

幸いなことだ。ありがとう。

委員長

その他の報告はあるか。

ないようなので、この後は授業の視察を行う。視察の終了をもって、第21回教育委員会定例会を終了する。